# 屋久島国立公園 (仮称)

公園計画書 (環境省原案)



## 目 次

1	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
2	規制計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
( 1	し)保護規制計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
	ア 特別地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
	(ア)特別保護地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
	<ul><li>(イ) 第1種特別地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59</li></ul>
	<ul><li>(ウ)第2種特別地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
	(エ) 第3種特別地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・77
	(オ) 乗入れ規制地区・・・・・・・・・・・・・・・・84
	イ 海域公園地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・86
	ウ 普通地域・・・・・・・・・・・・・・・・・89
	エ 面積内訳・・・・・・・・・・・・・90
	(ア) 地域地区別土地所有別面積 ・・・・・・・・・・・・・・90
	(7) 20302012 为1220月日为100月
3	施設計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・92
( 1	し) 保護施設計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・92
(2	
	ア 集団施設地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・94
	イ 単独施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・96
	ウ 道路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・100
	<ul><li>(ア) 車道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・100</li></ul>
	(イ) 歩道・・・・・・・・・・・・・・・・・・102
	エ 運輸施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・106
	Z-187/GR
4	生態系維持回復計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・108
( 1	」) 生態系維持回復事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・108
5	参考事項
(1	〕)指定動植物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・146
	ア 特別地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・146
	(ア) 指定植物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・146
	(イ) 指定動物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・150
	イ 海域公園地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・151

#### 1 基本方針

霧島屋久国立公園屋久島地域は、昭和39年に霧島国立公園の一部として指定されて以降、昭和50年5月17日に、花山地区が原生自然環境保全地域に指定されるのに伴い公園区域が変更され、昭和58年1月14日に屋久島西北部地域の区域拡張が行われた。その後、平成14年2月19日に公園区域及び公園計画の全般的な見直し(再検討)が行われ、平成19年3月30日に口永良部島の追加指定(一部変更)が行われた。

今回、霧島屋久国立公園の点検にあわせ、火山景観を中心とする霧島及び錦江湾地域と島しょ景観を中心とする屋久島地域とをそれぞれ別々の国立公園に再編成を行うとともに、屋久島地域の公園計画についても点検を行い、本公園が保有する自然的、文化的資源の現況を踏まえながら、その保全と適切な利用の推進を図るため、以下の方針により公園計画を定めることとする。

#### (1) 規制計画

#### ア 保護規制計画

- (ア) 特別保護地区
- ・宮之浦岳を中心とする地域は、特別保護地区として厳正な保護を図る。
- (イ) 第1種特別地域
- ・特別保護地区周辺にあって、特別保護地区と一体となった景観を構成している優れた自然林は、 現状のとおり第1種特別地域とする。
- (ウ) 第2種特別地域
- ・利用上重要な車道沿線や主要な利用地点の周囲、並びに良好な状態で維持された自然林は、第2 種特別地域とする。
- (工) 第3種特別地域
- ・人工林や二次林を主体とした地域は、第3種特別地域とする。
- (オ) 乗入れ規制地区
- ・ウミガメの産卵場所である永田いなか浜・前浜及び田代海岸を、乗入れ規制地区とする。
- (力)海域公園地区
- ・サンゴ群落が発達する栗生沿岸及びメガ崎を、海域公園地区とする。
- (キ) 普通地域
- ・屋久島陸域の公園区域の地先海面を、普通地域とする。

#### (2) 施設計画

- ア 保護施設計画
  - ・過去の過度な利用や土砂の流入等によって生じたと考えられる湿原の荒廃箇所については、植生 復元施設を位置づけ、適切な保護と復元を図る。
- イ 利用施設計画

#### (ア) 集団施設地区

・尾之間は、島南部の利用者にとって重要な利用拠点であり、宿舎等の利用施設が最小限必要とされていることから、集団施設地区として維持し、適切な整備方針等を定める。

#### (イ) 単独施設

・利用実態から見て必要である施設又は現存し公園利用に用いられている施設について、事業実施 の可能性や整備による風致景観への支障のないことを確認の上でふさわしい種別の計画を位置 づける。

#### (ウ) 車 道

・入山口等までのアプローチとして現存し、利用されている車道を位置づける。

#### (エ) 歩 道

・登山道や散策路として現存し、利用されている歩道を位置づける。

#### (才) 運輸施設

・海中景観を楽しむための遊覧船として現存し、利用されている運輸施設を位置づける。

#### (3) 生熊系維持回復計画

#### ア 生態系維持回復事業

・ヤクシカが生態系に与える影響が深刻化していることから、生態系の状況及びヤクシカの生息状況の把握、侵入防止柵の設置、個体数調整等の総合的な対策により植生への影響を低減することで、生態系の維持又は回復を図るために、生態系維持回復事業を位置付ける。

## 2 規制計画

## (1) 保護規制計画

## ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表2:特別地域総括表)

	地域松伯衣/		<b>壬</b> (1 )
都道府県名	区域	面	積(ha)
鹿児島県	熊毛郡屋久島町内		24, 501
	国有林屋久島森林管理署		21, 147
	1 林班から8 林班まで、13 林班、22 林班、23 林班、31 林班、		
	45 林班、50 林班から 63 林班まで、75 林班から 101 林班まで、	私	
	103 林班から 108 林班まで、112 林班、213 林班から 215 林班		2, 643
	まで、220 林班から 222 林班まで、225 林班、228 林班から 232	2	
	林班まで及び 263 林班から 271 林班までの全部並びに 9 林班、		
	12 林班、14 林班、15 林班、17 林班から 19 林班まで、24 林班、		
	   26 林班から 30 林班まで、32 林班、38 林班、47 林班、65 林班、		
	   102 林班、111 林班、204 林班から 206 林班まで、212 林班、		
	274 林班及び 275 林班の各一部		
	国 20,272		
	   熊毛郡屋久島町		
	四永良部島、永田、宮之浦、安房、尾之間、栗生、中間及び船		
	一行の各一部		
	国 875		
	公 711		
	私 2,643	]	

## (ア) 特別保護地区

次の区域を特別保護地区とする。

(表3:特別保護地区総括表)

都道府県名	区域	面 積 (ha)
鹿児島県	熊毛郡屋久島町内	7,669
	国有林屋久島森林管理署	国 7,224
	1 林班から4 林班まで、51 林班、82 林班 97 林班、229 林班か	公 27
	ら 231 林班まで及び 265 林班の全部並びに 5 林班から 9 林班ま	私 418
	で、12 林班、13 林班、17 林班から 19 林班まで、22 林班、23	
	林班、30 林班、31 林班、45 林班、47 林班、50 林班、52 林班、	
	53 林班、55 林班から 61 林班まで、83 林班、85 林班から 94 林	
	班まで、98 林班から 100 林班まで、102 林班、103 林班、204 林	
	班から 206 林班まで、232 林班、264 林班、266 林班から 269 林	
	班まで、271 林班及び 274 林班の各一部	
	国 7,008	
	熊毛郡屋久島町	
	口永良部島及び永田の各一部	
	国 216	
	公 27	
	私 418	

(表4:特別保護地区内訳表)

名 称 称	区	
国割岳、永田岳、宮之浦岳、	鹿児島県熊毛郡屋久島町内	
黒味岳、花之江河、破沙岳、	国有林屋久島森林管理署	
モッチョム岳、石塚山、太	51 林班、82 林班、97 林班、229 林班から	231 林班まで及び 265 林班
忠岳、愛子岳に至る山稜部		
	ら 19 林班まで、22 林班、23 林班、30 林	
	林班、50 林班、52 林班、53 林班、55 林	
	班、85 林班から 94 林班まで、98 林班から	っ100 林班まで、102 林班、
	103 林班、204 林班から 206 林班まで、23	32 林班、264 林班、266 林
	班から 269 林班まで、271 林班及び 274 材	斑の各一部
		[国 6,784]
		[国 6,784]
西部車道沿線	鹿児島県熊毛郡屋久島町内	
	国有林屋久島森林管理署	
	1 林班から4 林班までの各一部	(
		[国 140]
	鹿児島県熊毛郡屋久島町	
	永田の一部	
		国 25
		公 27
		私 418
大株歩道一帯	鹿児島県熊毛郡屋久島町内	
	国有林屋久島森林管理	
	99 林班の一部	
		[国 84]

地 区 の 概 要	面	積(ha)
本地区は、宮之浦岳、永田岳、黒味岳等屋久島の中心山岳を包含する核心部であり、世界遺産地域にも登録されている。 この中心山頂部は、ヤクシマダケの山岳風衝植生が見られ、標高が低くなるとスギ、モミ及びツガを主とする自然林となり、さらに標高が低くなるとシイ、カシ等の照葉樹林となる。 また、本地区にはヤクシマザル、ヤクシカ等野生動物も多く見られる。 厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。	国公私	6, 784 6, 784 0 0
屋久島においては、特に低地照葉樹林域は、ほとんどが集落及び耕作地になっており、川沿い若しくはこの西部車道沿線でしか鑑賞できない。亜熱帯植物も多く、奄美諸島以南の亜熱帯につながる植生を持っているので、国立公園の中でも価値が極めて高い地区であり、世界遺産地域に登録されている。また、ヤクシマザルの多くの群を保護する上からも重要な地域である。当該地区を通過する西部車道に関し、平成9年6月に鹿児島県は環境影響評価調査を実施し、道路拡幅が生物に与える影響は予測できないと報告している。さらに、平成10年度に鹿児島県が設置した「屋久島の一周道路整備検討委員会」が西部車道について検討を行った結果、今後①必要最小限の範囲で防災対策、②自然環境や生態系に配慮した災害復旧、③景観に対する配慮、④現在の道幅を利用した必要最低限の範囲での待避所の設置などの実施をとりまとめた。同検討会は、西部車道は基本的に現状維持ということを知事に提言した。厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。	国公私	610 165 27 418
縄文杉登山のメインルートである大株歩道を含む地区で、大王杉、夫婦杉をは じめ優れたスギの自然林等が見られ、また公園利用上重要な地域である。 厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。	国公私	84 84 0 0

名	称	区		域
新岳、古岳		鹿児島県熊毛郡屋久島町		
		口永良部島の一部		
				〔国 191〕
		合	計	

地 区 の 概 要	面	積 (ha)
新岳及び古岳の山頂を中心とする一帯である。 山頂には火口が広がり、ところどころ火山ガスを含む噴煙が上がる。火口周辺には火山荒原植生が展開し、火口と一体となって原生的な景観を呈している。森林は大部分が自然性の高いスダジイ林によって占められており、火山荒原植生へと移行する部分はヒサカキ林が分布する。 当該地区の景観は口永良部島の特徴的なものであり、厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。	国公私	191 191 0 0
	国公私	7, 669 7, 224 27 418

- 58 -
- 58 -

## (イ) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表5:第1種特別地域総括表)

都道府県名	区域	面 積 (ha)
鹿児島県	熊毛郡屋久島町内 国有林屋久島森林管理署 84 林班、228 林班、263 林班の全部並びに 5 林班から 9 林班まで、12 林班、13 林班、23 林班、24 林班、27 林班、28 林班、53 林班、54 林班、59 林班、60 林班、62 林班、75 林班から 77 林 班まで、81 林班、85 林班、87 林班から 89 林班まで、106 林班 から 108 林班まで、112 林班、232 林班、264 林班、266 林班か ら 269 林班まで、271 林班及び 274 林班の各一部	3,300 国 3,112 公 137 私 51
	熊毛郡屋久島町 口永良部島の一部 国 517 公 137 私 51	

(表6:第1種特別地域内訳表)

名称	区	域
国割岳、竹の辻北方斜面、	鹿児島県熊毛郡屋久島町内	
南方斜面、坪切岳東方斜面	国有林屋久島森林管理署	
及び小高塚岳北方斜面	228 林班、263 林班の全部並びに 5 林班か	いら 9 林班まで、12 林班、
	13 林班、232 林班、264 林班、266 林班が	いら 269 林班まで、271 林
	班及び 274 林班の各一部	
		〔国 1,815〕
安房川流域	鹿児島県熊毛郡屋久島町内	
	国有林屋久島森林管理署	
	75 林班から 77 林班まで、87 林班から 89	9 林班まで、106 林班から
	108 林班まで及び 112 林班の各一部	
		国 312
明星岳山頂	鹿児島県熊毛郡屋久島町内	
	国有林屋久島森林管理署	
	108 林班の一部	
		〔国 16〕
荒川左岸	鹿児島県熊毛郡屋久島町内	
	国有林屋久島森林管理署	
	84 林班の全部及び 85 林班の一部	
		[ 国 294 ]
栗生歩道沿線	鹿児島県熊毛郡屋久島町内	
<b>木工</b> 少垣伯脉	国有林屋久島森林管理署	
	23 林班、24 林班、27 林班、28 林班の各-	→ 立『
	20 mg. 24 mg. 21 mg. 20 mg.	
		[国 71]
尾之間歩道沿線	鹿児島県熊毛郡屋久島町内	
	国有林屋久島森林管理署	
	53 林班、54 林班、59 林班、60 林班、62	林班及び 81 林班の各一部
		〔国 87〕

	地	区	0	概		要		面	積(ha)
核心部であの維持を図る	らる稜線部を 6必要性の高			ギの自然	林等が	見られ、	優れた風致	国公私	1,815 1,815 0 0
安房川の中樹の自然林等	□流域から下:							国公私	312 312 0 0
明星岳南大風致の維持を	5斜面に位置 2図る必要性			照葉樹の	自然林华	等が見ら	られ、優れた	国公私	16 16 0 0
	)最もスギの 女の維持を図				域に登録	禄されて	こいる。	国公私	294 294 0 0
栗生歩道沿樹の自然林等	À線の地区で 等が見られ、∕							国公私	71 71 0 0
尾之間歩道は、照葉樹のる。	≦沿線の地区 ○自然林等が							国公私	87 87 0 0

名 称	区	域
ナゲシ野崎海岸部	鹿児島県熊毛郡屋久島町 口永良部島の一部	〔国 21〕
倉崎山臼伐海岸部	鹿児島県熊毛郡屋久島町 口永良部島の一部	〔国 6〕
折崎海岸部	鹿児島県熊毛郡屋久島町 口永良部島の一部	〔国 10〕
芭蕉浦崎海岸部	鹿児島県熊毛郡屋久島町 口永良部島の一部	〔国 15〕
口永良部島東部海岸部	鹿児島県熊毛郡屋久島町 口永良部島の一部	〔国 27〕
新岳・古岳山麓部	鹿児島県熊毛郡屋久島町 口永良部島の一部	国 438 公 137 私 51

	地	区	0	概	要		面	積	(ha)
海食崖が連続 窟が存在する等、 高い地区である。	、変化に富						国公私		21 21 0 0
海食崖が連続 を図る必要性の			える雄大	な景観を呈	し、優れた	風致の維持	国公私		6 6 0 0
海食崖が連続 窟が存在する等、 高い地区である。	、変化に富						国公私		10 10 0 0
海食崖が連続 を図る必要性のi			える雄大	な景観を呈	し、優れた	風致の維持	国公私		15 15 0 0
海食崖が連続 洞窟及びポットン 維持を図る必要	ホールが存	在する等、	•				国公私		27 27 0 0
古岳南麓は大流然性の高い照葉が新岳山麓は中流に、自然性の高いまた、海岸部でし、荒々しい景々にれら自然性持を図る必要性の	樹林が分布 起伏火山地 いスダジイ では、古岳 観がフェリ の高い照葉	する。 であり、古 等の照葉樹 南麓が波浪 一で口永良 樹林に覆れ	岳ととも( 林が広が によって) 部島に訪;	に雄大な火」 る。 削られて形5 れる人々をi	山地景観を 成された海 迎える。	呈するとも	国公私		626 438 137 51

合
П

$\left[\begin{array}{ccc} \mathbb{A} & 51 \end{array}\right]$	計	国公私	3, 300 3, 112 137 51
---	---	-----	-------------------------------

-	66	_

## (ウ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表7:第2種特別地域総括表)

都道府県名	区域	面	積(ha)
鹿児島県	熊毛郡屋久島町内		2, 516
	国有林屋久島森林管理署	国	1,875
	104 林班の全部並びに 5 林班から 9 林班まで、32 林班、38 林班、	公	270
	45 林班、57 林班、58 林班、62 林班、63 林班、65 林班、75 林班、	私	371
	76 林班、78 林班から 81 林班まで、83 林班、103 林班、105 林班、		
	112 林班及び 275 林班の各一部		
	〔国 1,808〕		
	熊毛郡屋久島町		
	口永良部島、永田、安房、尾之間、栗生及び中間の各一部		
	国 67		
	公 270		
	私 371 人		

(表8:第2種特別地域内訳表)

名称	区	域	
永田いなか浜・前浜	鹿児島県熊毛郡屋久島町		
	永田の一部	(国公	$\begin{pmatrix} 2 \\ 8 \end{pmatrix}$
屋久島灯台一帯	鹿児島県熊毛郡屋久島町内		
	国有林屋久島森林管理署		
	275 林班の一部		
		[ 国	23
	鹿児島県熊毛郡屋久島町		
	永田の一部	国	15
		公	69
		私	9
愛子岳南方斜面	鹿児島県熊毛郡屋久島町内		
	国有林屋久島森林管理署		
	104 林班の全部並びに 103 林班及び 105 ホ	林班の一部	
		[ 国	531
国割岳南方斜面	鹿児島県熊毛郡屋久島町内		
	国有林屋久島森林管理署		
	5 林班から 9 林班までの各一部		
		[ 国	149
車道沿線	鹿児島県熊毛郡屋久島町内		
	国有林屋久島森林管理署		
	63 林班、79 林班、80 林班及び 112 林班の	〇各一部	
		[ 国	82

地区の概要	面	積(ha)
屋久島の北西部に位置する永田いなか浜・前浜は、海食崖がほとんどの屋久島の海浜地域の中で最大の砂浜海岸が見られるところである。この海岸には、暖かい黒潮にのって、毎年5月上旬から8月上旬にかけてアカウミガメ等が多数産卵のために上陸し、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	国公私	10 2 8 0
永田集落から西部車道へ繋がる導入部分で、スギの人工林等が見られる。 永田岬には、屋久島灯台があり興味地点となっている。 このように良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	国公私	116 38 69 9
屋久島の北東部に位置する愛子岳の南斜面に位置し、スギの自然林、照葉樹林等が見られ、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	国公私	531 531 0 0
瀬切川上流域のスギの自然林等が見られ、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	国公私	149 149 0 0
スギ林、照葉樹林等が見られる公園計画道路(車道)沿線における、良好な風 致の維持を図る必要性の高い地区である。	国公私	82 82 0 0

名称	区	域
車道沿線	鹿児島県熊毛郡屋久島町内	
	国有林屋久島森林管理署	
	75 林班、76 林班、78 林班の各一部	〔国 77〕
	鹿児島県熊毛郡屋久島町	
	安房の一部	
		(公 15)
車道沿線	鹿児島県熊毛郡屋久島町内	
	国有林屋久島森林管理署	
	62 林班、81 林班、83 林班の各一部	
		〔国 214〕
栗生、中間海岸、七瀬	鹿児島県熊毛郡屋久島町	
	栗生及び中間の各一部	国 16 公 16 私 0(0.01)
七五岳一帯	鹿児島県熊毛郡屋久島町内	
	国有林屋久島森林管理署	
	32 林班、38 林班及び 45 林班の各一部	
		〔国 311〕
千尋滝一帯	鹿児島県熊毛郡屋久島町内	
	国有林屋久島森林管理署	
	57 林班、58 林班及び 65 林班の各一部	〔国 421〕

	地	区	0	概	要		面	積(ha)
照葉樹林等が見を図る必要性の高	·		(車道)	沿線におけ	る、良好な	風致の維持	国公私	92 77 15 0
スギ林等が見ら 図る必要性の高い			車道) ※	分線における	、良好な風	致の維持を	国公私	214 214 0
屋久島南西部の 衝低木林が見られ							国公私	32 16 16 0 (0. 01)
烏帽子岳や鈴っない地域である。 特に温暖で多い 植生が発達し、 virgunculae va 物は少数個体が	。 雨な屋久島 屋久島特産 ar. yakus:	の南部にi の固有変和 shimense)	自り出し 重ヤクシ の基準	ンた山岳地帯 ノマイトラッ 『標本産地で	・である。 ā ・キョウ(A	花崗岩岩場 111ium	国公私	311 311 0 0
鈴岳、割石岳等 地域に接する地域 キの滝があり、自	或で、鯛ノ丿	川流域に位置	置し、1	下流部には有	名な千尋滝		国公私	421 421 0

名称	区	域	
尾之間	鹿児島県熊毛郡屋久島町		
	尾之間の一部	(国	4
			1
		私	47
			11 J
岩屋泊海岸部	鹿児島県熊毛郡屋久島町		
	口永良部島の一部		,
		国	5
		•	
西之浜	鹿児島県熊毛郡屋久島町		
四之供	口永良部島の一部		
	口水及的四分的	(	)
		国	2
番屋ヶ峰	鹿児島県熊毛郡屋久島町		
	口永良部島の一部		
			4
		公 私	2
寝待海岸部	鹿児島県熊毛郡屋久島町		
	口永良部島の一部		
		国	4
			1
岩崎海岸部	鹿児島県熊毛郡屋久島町		
✓□ ₩메1冊/〒□	口永良部島の一部		
		国	3
			)
湯向北海岸部	鹿児島県熊毛郡屋久島町		
	口永良部島の一部		
			_
		国	2
			,

地	区	0	概	要		面	積(ha)
モッチョム岳南部 は 林が見られる河畔林、				•		国公私	52 4 1 47
湾入部に位置し、派る。海岸からは海に「れる。このように良好	向って、硫黄島	や開聞岳が	などの遠方σ	島、山へ	の眺望が得ら	国公私	5 0 0
口永良部島において 在し、海水浴、温泉和 浜の良好な風致の維持	利用等口永良部	島の利用技	処点として、			国公私	2 2 0 0
口永良部島の西部、 島々への優れた眺望が 維持を図る必要性の高	が得られる利用	上重要な場				国公私	6 0 4 2
寝待立神、特徴的な 温泉(寝待温泉)がる 固有の温泉資源及で 地区である。	字在する。		, , ,			国公私	4 4 0 0
口永良部漁港があるめることができ、良好						国公私	3 3 0 0
海食崖が連続する最ある。	<b>長色が広がり、</b>	良好な風到	改の維持を図	る必要性	の高い地区で	国公私	2 2 0 0

名称	区	域
新岳・古岳山麓西側下部	鹿児島県熊毛郡屋久島町	
	口永良部島の一部	国 10 公 157 私 233
湯向南海岸部	鹿児島県熊毛郡屋久島町 口永良部島の一部	
新岳・古岳山麓東側下部	鹿児島県熊毛郡屋久島町 口永良部島の一部	国     2       私     80

合

地 区 の 概 要	面	積(ha)
新岳西、北山麓部は溶岩台地が形成されており、火山噴火による溶岩の動きが 想起でき、島が形成されてきた歴史を見ることができる。国指定天然記念物のエ ラブオオコウモリの生息が確認されている。 このように良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	国公私	400 10 157 233
海食崖が連続する景色が広がり、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	国公私	2 2 0 0
古岳東麓は中起伏火山地であり、自然性の高いスダジイ群落に覆われているが、 海岸に近い部分はリュウキュウチクに覆われている。 このように良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	国公私	82 2 0 80
計	国公私	2, 516 1, 875 270 371

- 76 -	
--------	--

## (工) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表9:第3種特別地域総括表)

都道府県名	区域	面 積 (ha)
鹿児島県	熊毛郡屋久島町内 国有林屋久島森林管理署 95 林班、96 林班、101 林班、213 林班から 215 林班まで、220 林班から 222 林班まで、225 林班及び 270 林班の全部並びに 9 林班、12 林班、14 林班、15 林班、17 林班、22 林班から 24 林班まで、26 林班から 31 林班まで、50 林班、52 林班から 56 林班まで、59 林班から 63 林班まで、75 林班から 81 林班まで、85 林班から 88 林班まで、90 林班から 94 林班まで、98 林班から 100 林班まで、106 林班から 108 林班まで、111 林班、112 林班、212 林班、232 林班及び 269 林班の各一部	11,016 国 8,936 公 277 私 1,803
	熊毛郡屋久島町 口永良部島、宮之浦、安房、尾之間、栗生及び船行の各一部 国 75 公 277 私 1,803	

(表 10:第3種特別地域内訳表)

名称	区	域	
白谷雲水峡	鹿児島県熊毛郡屋久島町内		
	国有林屋久島森林管理署		
	213 林班から 215 林班までの全部並びに 212 ホ	<b>ト</b> 班の一部	
		国	424
		C	ار
	鹿児島県熊毛郡屋久島町		
	宮之浦の一部	C	_
		公	2
旧宮之浦歩道沿線	鹿児島県熊毛郡屋久島町内		
	国有林屋久島森林管理署		
	220 林班から 222 林班まで及び 225 林班の全部	ß	
		国	707
		C	7
永田歩道沿線	鹿児島県熊毛郡屋久島町内		
	国有林屋久島森林管理署		
	270 林班の全部並びに 269 林班の一部		
		( 国	250
田代海岸	   鹿児島県熊毛郡屋久島町内		
	国有林屋久島森林管理署		
	111 林班の一部		
		国	44
			ار ۲۰
	鹿児島県熊毛郡屋久島町		
	船行の一部		
		国	6
			ا ر "
小杉谷一帯、坪切岳東方斜	鹿児島県熊毛郡屋久島町内		
面	国有林屋久島森林管理署		
	95 林班、96 林班及び 101 林班の全部並びに 90 🤊	林班から 94	林班まで、
	98 林班から 100 林班まで及び 232 林班の各一	部	
		(国	2, 281

	地	区	<i>O</i>	概	要		面	積(ha)
世界遺産登録	緑地域に隣接	そし、スギ	の自然林智	等が見られる	5白谷雲水	峡の風致の維	_	426
持を図る必要が	生の高い地区	である。					国公私	424 2 0
照葉樹、スギ図る必要性のア			、世界遺産	<b>産登録地域</b> /	こ隣接し、/	風致の維持を	国公私	707 707 0 0
永田歩道沿統	泉に位置し、	風致の維	持を図る』	必要性の高い	・地区であ	<b>5</b> .	国公私	250 250 0 0
世の高い地区で		片、海岸風	衝低木林等	等が見られ、	風致の維	持を図る必要	国公私	50 50 0 0
スギの人工 <sup>を</sup> 区である。	林及び照葉権	けの二次林	が見られ、	風致の維持	寺を図る必	要性の高い地	国公私	2, 281 2, 281 0 0

名称	区	域
原生自然環境保全地域西	鹿児島県熊毛郡屋久島町内	
方	国有林屋久島森林管理署	
	9 林班及び 12 林班及び 14 林班及	び 15 林班の各一部
		〔国 159〕
原生自然環境保全地域南	鹿児島県熊毛郡屋久島町内	
方、花山歩道敷	国有林屋久島森林管理署	
	17 林班、22 林班から 24 林班まで 一部	及び 26 林班から 31 林班までの各
		〔国 1,211〕
ヤクスギランド一帯、船行	鹿児島県熊毛郡屋久島町内	
前岳南方斜面、尾立岳、前	国有林屋久島森林管理署	
岳北方斜面、太忠岳東方斜	59 林班から 63 林班まで、75 林班	から 81 林班まで、85 林班から 88
面、雪岳西方斜面	林班まで、106 林班から 108 林班	まで及び 112 林班の各一部
		〔 国 3,182 〕
大川の滝	鹿児島県熊毛郡屋久島町内	
	国有林屋久島森林管理署	
	15 林班の一部	
		国 14 ]
	熊毛郡屋久島町	
	栗生の一部	
		〔私 0(0.1)
安房川下流左岸	鹿児島県熊毛郡屋久島町	
	安房の一部	公   11     私   1

	地	区	<i>O</i>	概	要		面	積(ha)
世界遺産登録		ン、スギの自	然林等	が見られ、	風致の維持	寺を図る必要	国公私	159 159 0 0
スギの人工林, 区である。	及び照葉樹の	の二次林が見	られ、「	風致の維持	手を図る必§	要性の高い地	国公私	1, 211 1, 211 0 0
スギの人工林, 区である。	及び照葉樹の	の二次林が見	られ、「	風致の維持	手を図る必ら	要性の高い地	国公私	3, 182 3, 182 0 0
シイ、カシ等		毎岸林及び大	川の滝-	一帯に位置	置し、風致の	の維持を図る	国公私	14 14 0 0(0.1)
安房川下流左れ、風致の維持					別無葉樹の河	可畔林が見ら	国公私	12 0 11 1

名称	区	域	
鈴岳南方斜面、割石岳西方	鹿児島県熊毛郡屋久島町内		
斜面、モッチョム岳東方斜	国有林屋久島森林管理署		
面、西方斜面	50 林班及び 52 林班から 56 林班までの各一部		
		国	589
尾之間	鹿児島県熊毛郡屋久島町		
	尾之間の一部		
		【私	25
口永良部島北部	鹿児島県熊毛郡屋久島町		
	口永良部島の一部	国公私	69 264 1,777

合

	地	区	の	概	要		面	積(ha)
スギの人] 区である。	<b>工林及び照葉</b>	樹の二次材	が見られ、	風致の維持	を図る必要	要性の高い地	国公私	589 589 0 0
シイ、カシである。	/等の照葉樹	の二次林が	5見られ、	風致の維持を	図る必要性	生の高い地区	国公私	25 0 0 0 25
が整備され、 たのびやかた 農林業との	なだらかな よ景観を呈す	山麓部に る。 つつ、二次	いて、放牝	女牛が点在す	る周囲の目	牧野、採草地 自然と相まっ 風致の維持	国公私	2, 110 69 264 1, 777
			計				国公私	11, 016 8, 936 277 1, 803

#### (オ) 乗入れ規制地区

車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸を規制する区域(以下「乗入れ規制地区」という。)を次のとおりとする。

(表 11:乗入れ規制地区表)

名	称	区	域	地種区分
永田いなか浜・	前浜	鹿児島県熊毛郡屋久島町		第2種特別地域
		永田の一部		
		(以上の区域のうち、道路、	広場、田、畑、牧場及	
		び宅地の区域を除く。)		
田代海岸		鹿児島県熊毛郡屋久島町内		第3種特別地域
		国有林屋久島森林管理署		
		111 林班の一部		
		鹿児島県熊毛郡屋久島町		
		船行の一部		
		(以上の区域のうち、道路、	広場、田、畑、牧場及	
		び宅地の区域を除く。)		

区 域 の 概 要	面	積(ha)
屋久島の北西部に位置する永田いなか浜・前浜は、海食崖がほとんどの屋久島		
の海浜地域の中で最大の砂浜海岸が見られるところである。この海岸には、暖か		
い黒潮にのって、毎年5月上旬から8月上旬にかけてアカウミガメ等が多数産卵		
に上陸している。このように良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。		
特に、ウミガメの保護のため地域を指定する。		
		10
屋久島東部の海浜部に位置する田代海岸は、屋久島空港から車で10分でアクセ		
スできる。この海岸には、暖かい黒潮にのって、毎年5月上旬から8月上旬にか		
けてアカウミガメ等が多数産卵に上陸し、また、枕状溶岩及びウバメガシ等の海		
岸風衝低木林が見られる。このように良好な風致の維持を図る必要性の高い地区		
である。		
特に、ウミガメ及び枕状溶岩の地形を保護するため地域を指定する。		
		50

## イ 海域公園地区

海域公園地区を次のとおりとする。

## (表 12:海域公園地区表)

名	称	区	域
栗生沿岸		鹿児島県熊毛郡屋久島町	
		栗生地先海域	
メガ崎		鹿児島県熊毛郡屋久島町	
		口永良部島地先海域	
		合	

地区の概要	面	積	(ha)
栗生沿岸の海域は透明度が非常に高く、高い種の多様性をもつ造礁サンゴ群集			
および魚類より成る海中景観は極めて優れている。			
魚類を例にあげれば、これまでに屋久島海域に分布することが知られている約			
580 種のうち、平成 11 年度の調査で 333 種の出現を確認した。サンゴ群集は平成			
10 年夏の白化現象による被害もみられたが、今後その回復が期待できる。海藻類			
では、「塚崎タイドプール」に特に希少なホンダワラ類の分布が確認された。これ			
らの海洋生物群集に共通してみられる特徴は、総じて南日本型の暖温帯種と琉球			
列島型の亜熱帯種とが共存していること、並びに一部には琉球列島海域にもみら			
れない、八重山諸島及び東南アジア島嶼海域を分布の中心とする熱帯種が出現し			
ていることである。この点は屋久島が強い黒潮の影響下にあることとの関連が示			
唆される。塚崎及び七瀬沖合いのポイントはスキューバ潜水、塚崎タイドプール			
群及びカマゼノ鼻東岸の浅海ポイントはスノーケリングでの利用が開発できよ			
う。			
			114.4
海岸付近は岩盤の上に巨大な転石が散在し、岩盤や転石の上に塊状のサンゴ群			
体が分布する。水深 10m 付近の海底では、ミダレノウサンゴを中心に多くのサン			
ゴが確認されている。			
洞窟なども見られ、多くの魚種が確認されており、海中景観の保護を厳正に図			
る必要性の高い地区である。			56. 5
計			170.9

- 88 -	
--------	--

## ウ 普通地域

普通地域の区域は次のとおりである。

(表 13:普通地域表)

都道府県名	区域	面 積 (ha)
鹿児島県	熊毛郡屋久島町 陸域の公園区域の地先海面(ただし、永田港湾区域、尾之間港湾区域、中間港湾区域、小島港湾区域、栗生港湾区域及び栗生漁港区域並びに船行の陸域の公園区域の地先海面のうち、国有林屋久島森林管理署 111 林班北端を起点として真東に伸ばした線から北側の海面を除く。)並びに口永良部島の一部及び口永良部島陸域の公園区域の地先海面	65 国 5 公 13 私 47
	合 計	65 国 5 公 13 私 47

## 工 面積内訳

#### (ア) 地域地区別土地所有別面積

(表 14:地域地区別土地所有別面積総括表)

	地 域 区 分			特	另	ij	地	域		
	地 種 区 分		別保護地	拉区	第 1 種			第 2 種		
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私
	土地所有別面積	7, 224	27	418	3, 112	137	51	1,875	270	371
合	地種区分別面積					3	, 300			2, 516
	(比率)					(	13.4)		(	10.3)
	地域地区別面積			7, 669						
計	(比率)		(	31.2)						
	地域別面積									
	(比率)									

(単位:面積 ha、比率%)

			普	通	地	合		計	普通地	海域公	合計	合計
第	3	種		域		(陸 域		;)	域(海	園地区	(海域)	(陸域及
			(ß	幸 填	哎)				域)			び海域
国	公	私	国	公	私	国	公	私				
8, 936	277	1,803	5	13	47	21, 152	724	2,690				
	11, 016											
	(4	4.8)										
	16	, 832										
(68.5)												
24, 501			(	35		24	1, 566		2ヶ所			
	( 9	9.7)		( 0.3	3 )		( 10	00.0)	7,816	170. 9	7, 987	32, 553

#### 3 施設計画

## (1) 保護施設計画

保護施設計画を次のとおりとする。

#### (表 16:保護施設表)

種類	位	置
植生復元施設	鹿児島県熊毛郡屋久島町(花之江河・小花之江河)	

日本最南端の高層湿原の荒廃の防止及び植生の復元を図る。

# (2) 利用施設計画

利用施設計画を次のとおりとする。

ア 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表 17:集団施設地区表)

番号	名 称	区	域		計	画	目	標	
1	尾之間	鹿児島県熊三	<b></b> 毛郡屋久島町	屋久島	の南部に何	立置する旨	当該地区に	は、島内で	も比較的
		尾之間の-	一部	日照時間	が長く真々	冬でも温暖	爰な気候だ	ぶ続く。地	区の北側
				には岩頭	を持つモ	ッチョムも	舌が聳え、	雄大な風	景が望ま
				れるほか	、近くにに	は温泉が海	勇出してい	いる。	
				この恵	まれた自	然環境を	生かし、	保健休養	の場とし
				て、快適	な滞在型和	川用空間を	形成する	ための施	設を計画
				するもの	とする。				

整備計画区		整	備	方	針		面積(ha)			
尾之間整備	之間整備 モッチョム岳の南部に広がる小高い丘陵地に位置する整備計画区									
計画区	である。									
	既存の宿舎を中心に散策のための歩道、駐車場等の整備を図る。									
							32. 7			
				国		公	私			
Ī	面 積	計		0. 2		0.1	32. 4			
						32.7				

## イ 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表 18:単独施設表)

番号	種	類	位	置
1	園	地	鹿児島県熊毛郡屋久島町	(いなか浜、前浜)
2	園	地	鹿児島県熊毛郡屋久島町	(白谷雲水峡)
3	避	難小屋	鹿児島県熊毛郡屋久島町	(白谷)
4	避	難小屋	鹿児島県熊毛郡屋久島町	(新高塚)
5	園	地	鹿児島県熊毛郡屋久島町	(小杉谷)
6	野	営 場	鹿児島県熊毛郡屋久島町	(小杉谷)
7	避	難小屋	鹿児島県熊毛郡屋久島町	(鹿ノ沢)
8	園	地	鹿児島県熊毛郡屋久島町	(田代海岸)
9	遠	地	鹿児島県熊毛郡屋久島町	(荒川登山口)
10	園	地	鹿児島県熊毛郡屋久島町	(安房川河畔)
11	避	難小屋	鹿児島県熊毛郡屋久島町	(石塚)
12	園	地	鹿児島県熊毛郡屋久島町	(ヤクスギランド前)
13	避	難小屋	鹿児島県熊毛郡屋久島町	(淀川)
14	園	地	鹿児島県熊毛郡屋久島町	(淀川登山口)
15	園	地	鹿児島県熊毛郡屋久島町	(大川の滝)
16	遠	地	鹿児島県熊毛郡屋久島町	(栗生)

いなか浜及び前浜のウミガメ観察等のための園地として整備する。

白谷雲水峡の自然探勝のための園地として整備する。

縄文杉、宮之浦岳等の登山者の最低限の安全を確保する避難施設として避難小屋を整備する。

宮之浦岳等の登山者の最低限の安全を確保する避難施設として避難小屋を整備する。

小杉谷一帯の自然探勝のための園地として整備する。

小杉谷の野営場として整備する。

宮之浦岳、永田岳等の登山者の最低限の安全を確保する避難施設として避難小屋を整備する。

田代海岸の自然探勝のための園地として整備する。

縄文杉等への登山のための園地として整備する。

安房川の河畔探勝のための園地として整備する。

宮之浦岳等の登山者の最低限の安全を確保する避難施設として避難小屋を整備する。

ヤクスギランド等の利用者のための園地として整備する。

宮之浦岳等の登山者の最低限の安全を確保する避難施設として避難小屋を整備する。

宮之浦岳、黒味岳等への登山のための園地として整備する。

大川の滝の自然探勝のための園地として整備する。

栗生海岸の自然探勝のための園地として整備する。

番号	種類	位	置
17	野営場	鹿児島県熊毛郡屋久島町	(栗生)
18	園 地	鹿児島県熊毛郡屋久島町	(千尋滝)
19	水泳場	鹿児島県熊毛郡屋久島町	(岩屋泊)
20	園 地	鹿児島県熊毛郡屋久島町	(本村)
21	博物展示施設	鹿児島県熊毛郡屋久島町	(本村)
22	公 衆 浴 場	鹿児島県熊毛郡屋久島町	(湯向)

栗生海岸の野営場として整備する。

千尋滝一帯の自然探勝及びモッチョム岳登山のための園地として整備する。

岩屋泊での海水浴及び散策利用のための水泳場として整備する。

本村周辺の休憩等のための園地として整備する。

口永良部島の利用拠点となっており、自然等の紹介及び火山活動地帯における利用の注意喚起のための博物展示施設として整備する。

湯向温泉での温泉利用のための公衆浴場として整備する。

# ウ 道路

# (ア) 車道

車道を次のとおりとする。

(表 19:道路(車道)表)

番号	路線名	区間	主要経過地
1	永田栗生線	起点-鹿児島県熊毛郡屋久島町(永田・国立公園境界)	
		終点-鹿児島県熊毛郡屋久島町(瀬切川・国立公園境界)	
2	淀川登山口線	起点-鹿児島県熊毛郡屋久島町(安房・国立公園境界)	ヤクスギランド
		終点一鹿児島県熊毛郡屋久島町(淀川登山口)	
3	荒川谷線	起点-鹿児島県熊毛郡屋久島町(荒川分かれ・車道分岐点)	
		終点-鹿児島県熊毛郡屋久島町(荒川登山口)	
4	本村岩屋泊湯	起点一鹿児島県熊毛郡屋久島町(本村)	
	向線	終点-鹿児島県熊毛郡屋久島町(岩屋泊)	
		終点-鹿児島県熊毛郡屋久島町(番屋ヶ峰)	
		終点-鹿児島県熊毛郡屋久島町(湯向)	

世界遺産登録地域内を通る自然に親しむための車道として整備する。

なお、整備は必要最小限度の防災対策、災害復旧のみとし、整備に当たっては自然景観を極力保護するよう努めることとする。

安房からヤクスギランド、紀元杉等を経て、淀川登山口に至る車道として整備する。

淀川登山口線から分岐し、荒川登山口に至る車道として整備する。

本村から岩屋泊、番屋ヶ峰及び湯向に至る車道として整備する。

## (イ) 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表 20:道路(歩道)表)

番号	路線名	区間	主要経過地
1	龍神杉線	起点-鹿児島県熊毛郡屋久島町(宮之浦川)	
		終点-鹿児島県熊毛郡屋久島町(龍神杉)	
2	愛子岳線	起点-鹿児島県熊毛郡屋久島町(小瀬田・国立公園境界)	
		終点-鹿児島県熊毛郡屋久島町(愛子岳山頂)	
3	楠川線	起点-鹿児島県熊毛郡屋久島町(白谷雲水峡駐車場)	
		終点-鹿児島県熊毛郡屋久島町(楠川三叉路・歩道合流点)	
4	永田線	起点-鹿児島県熊毛郡屋久島町(永田・国立公園境界)	竹の辻、鹿ノ沢
		終点-鹿児島県熊毛郡屋久島町(焼野・歩道合流点)	避難小屋、ロー
			ソク岩、永田岳
5	花山線	起点-鹿児島県熊毛郡屋久島町(大川林道・国立公園境界)	
		終点一鹿児島県熊毛郡屋久島町	
		(鹿ノ沢避難小屋・歩道分岐点)	
6	花之江河ヤク	起点-鹿児島県熊毛郡屋久島町(花之江河・歩道分岐点)	石塚避難小屋
	スギランド線	終点一鹿児島県熊毛郡屋久島町	
		(ヤクスギランド・歩道合流点)	
7	太忠岳線	起点ー鹿児島県熊毛郡屋久島町(ヤクスギランド)	
		終点-鹿児島県熊毛郡屋久島町	
		(ヤクスギランド・歩道合流点)	
		終点-鹿児島県熊毛郡屋久島町(太忠岳山頂)	
8	宮之浦岳縄文	起点ー鹿児島県熊毛郡屋久島町(淀川登山口・歩道分岐点)	淀川避難小屋、
	杉線	終点-鹿児島県熊毛郡屋久島町(荒川登山口)	小花之江河、花
			之江河、宮之浦
			岳、焼野、新高
			塚避難小屋、縄
			文杉、小杉谷
9	栗生線	起点-鹿児島県熊毛郡屋久島町(栗生・国立公園境界)	
		終点-鹿児島県熊毛郡屋久島町(花之江河・歩道合流点)	
10	湯泊線	起点-鹿児島県熊毛郡屋久島町(七五岳・国立公園境界)	
		終点-鹿児島県熊毛郡屋久島町(七五岳山頂)	
		終点-鹿児島県熊毛郡屋久島町(烏帽子岳山頂)	
		終点-鹿児島県熊毛郡屋久島町(花之江河・歩道合流点)	

		整	備	方	針	
龍神杉に至る登	<b></b> 佐山道として	整備する。				
小瀬田方面から	っ愛子岳に至	る登山道と	して整備で	する。		
白谷雲水峡から	o楠川三叉路(	こ至る登山 に	道として劉	整備する。		
永田から焼野3	三叉路に至る3	登山道とし、	て整備する	5.		
大川林道から周	Eノ沢避難小原	屋に至る登1	山道とし、	て整備する。		
花之江河から十	<i>י</i> クスギラン	ドに至る登し	山道とし、	て整備する。		
ヤクスギラント	がら太忠岳に	こ至る登山;	道として	整備する。		
淀川登山口から	o宮之浦岳及で	び縄文杉を約	経て、荒	川登山口に至	Eる登山道として整(	前する。
栗生方面かられ	<b>艺之江河に至</b> る	る登山道と	して整備で	する。		
湯泊方面からも	二五岳、烏帽-	子岳及び花え	之江河に	- 至る登山道と	して整備する。	

番号	路線名	区間	主要経過地
11	モッチョム岳線	起点-鹿児島県熊毛郡屋久島町(千尋滝・国立公園境界)	
		終点-鹿児島県熊毛郡屋久島町(モッチョム岳山頂)	
12	尾之間線	起点-鹿児島県熊毛郡屋久島町(尾之間・国立公園境界)	
		終点-鹿児島県熊毛郡屋久島町(蛇之口滝)	
		終点-鹿児島県熊毛郡屋久島町	
		(淀川登山口・歩道合流点)	
13	古岳線	起点ー鹿児島県熊毛郡屋久島町(砂ヶ迫登山口)	古岳山頂
		終点-鹿児島県熊毛郡屋久島町(古岳火口)	
14	永迫メガ崎線	起点-鹿児島県熊毛郡屋久島町(永迫牧場)	メガ崎灯台
		終点ー鹿児島県熊毛郡屋久島町(メガ崎灯台下)	
		終点ー鹿児島県熊毛郡屋久島町(メガ崎北海岸)	

モッチョム岳に至る登山道として整備する。

尾之間から蛇之口滝及び淀川登山口に至る登山道として整備する。

島の案内人とともに古岳火口の荒々しい眺めやマルバサツキが美しい照葉樹林の森を散策し、硫黄 採取の歴史を知る登山道として整備する。

口永良部島東部の牧場景観、ヤクシカ等の動物観察、海岸部でのタイドプール等での水生生物観察 等を楽しみながら、メガ崎灯台及び海域公園地区に至る探勝歩道として整備する。

# 工 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

## (表 21:運輸施設表)

番号	路線名	種 類	区	間	主要経過地
1	栗生沿岸線	船舶運送施設	起点一鹿児島県熊毛郡	屋久島町(栗生)	
			終点一鹿児島県熊毛郡	屋久島町(栗生)	

栗生沿岸の海域景観を楽しむための船舶運送施設として整備する。

#### 4 生態系維持回復計画

生態系維持回復計画を次のとおりとする。

#### (1) 生態系維持回復事業

次の生態系維持回復事業を追加する。

(表 22:生態系維持回復事業追加表)

番号	名 称		位	置
1	屋久島生態系維持	中国 屋久島国立公園	のうち屋久島に係る地域	
	復事業			

#### 事業の実施方針

屋久島国立公園において、ヤクシカの生息数増加とともに、絶滅のおそれのある植物種の減少、植生の単純化が確認される等、本公園の生態系に大きな影響を与えるおそれがでてきている。このため、本事業では、本公園の生態系の維持又は回復を図るため、ヤクシカの防除、植生の保護等を実施する。また、事業の効果を検証するため、ヤクシカの生息状況等のモニタリングを実施し、より効果的な事業実施に向けて実証試験を行う。